

令和元年 12 月 17 日
気 象 庁 予 報 部

配信資料に関するお知らせ

～土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報基準の暫定基準を適用した運用の見直し～
(平成 31 年 1 月 3 日及び令和元年 6 月 19 日付お知らせ関連)

平成 31 年 1 月 3 日 18 時 10 分頃の熊本県熊本地方の地震及び令和元年 6 月 18 日 22 時 22 分頃の山形県沖の地震により震度 5 強以上を観測した市町村においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、山形県、新潟県、熊本県及び各気象台が、降雨及び土砂災害発生状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の暫定基準を適用した運用について、令和元年 12 月 24 日 14 時（日本時間）より下記のとおり見直します。

記

○土砂災害警戒情報

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市町

山形県：鶴岡市（北部、南部）

熊本県：和水町

暫定基準の割合を 7 割から 8 割に引き上げて運用する市

新潟県：村上市

○大雨警報・注意報

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市町

山形県：鶴岡市

熊本県：和水町

暫定基準の割合を 7 割から 8 割に引き上げて運用する市

新潟県：村上市

以上